

平成 29 年 12 月 15 日

第 33 回子ども・子育て会議 意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
奥山千鶴子

子ども・子育て支援新制度の目的

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

1. 親の就労に限らず、子育て家庭への支援が必要

核家族化、少子化が進み、子どもがいる生活のイメージを持ちにくい世の中です。子育てに対しての不安や戸惑いを軽減し、親が主体的に自己肯定感をもって子育てが出来るよう、一時的な支援ではなく、継続的に親子への支援が居場所を通じてできるのは、「地域子育て支援拠点」の良さです。

家庭と仕事だけでなく、地域に子育ての仲間がいることで、より子育ての充実感や楽しみが得られ、時には助け合う関係性が育まれます。地域に親同士、また地域の方々との「つながり」が生まれる事は、子どもとの愛着形成や子どもの生涯にわたる成長・発達にとっても特に重要です。

実際には、地域子育て支援拠点利用者の 3 割以上が育児休暇中・就労中の保護者であり、多様な就労状況の中で土曜日だけでなく平日に利用するなど、保育所や認定こども園、幼稚園等と併行利用をしている方もいます。

子どもが過ごす施設の充実に加えて、少子化、核家族化の進む日本において、特に重要なのは、親を支える寄り添い型の支援です。地域子育て支援拠点の質・量の拡充が必要です。

2. 親子にとって重要な一時預かり事業(一般型、地域密着Ⅱ型)

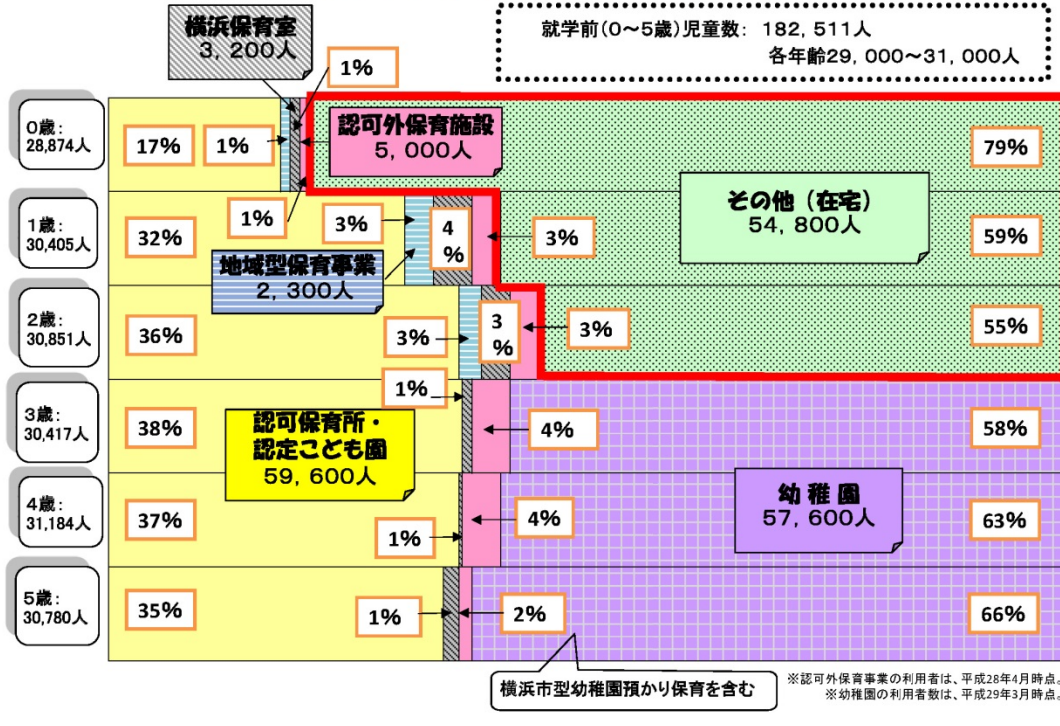
3 才未満児の保育所入所が進む都市部においても、一時預かりのニーズは高く、特に施設型保育、地域型保育を利用していない家庭にとっては、重要な支援サービスです。一時預かり事業は、短時間就労や親のリフレッシュのみならず、いつも通い慣れている地域子育て支援拠点等で実施されることの多い一般型、地域密着Ⅱ型では、子どもに負担がなく、子どもの成長発達にとっても重要な事業です。

この度の、幼保無償化、待機児童問題への支援だけでなく、在宅子育て家庭を含むすべての家庭への一時預かりニーズに対して特段の配慮をお願いしたいと思います。

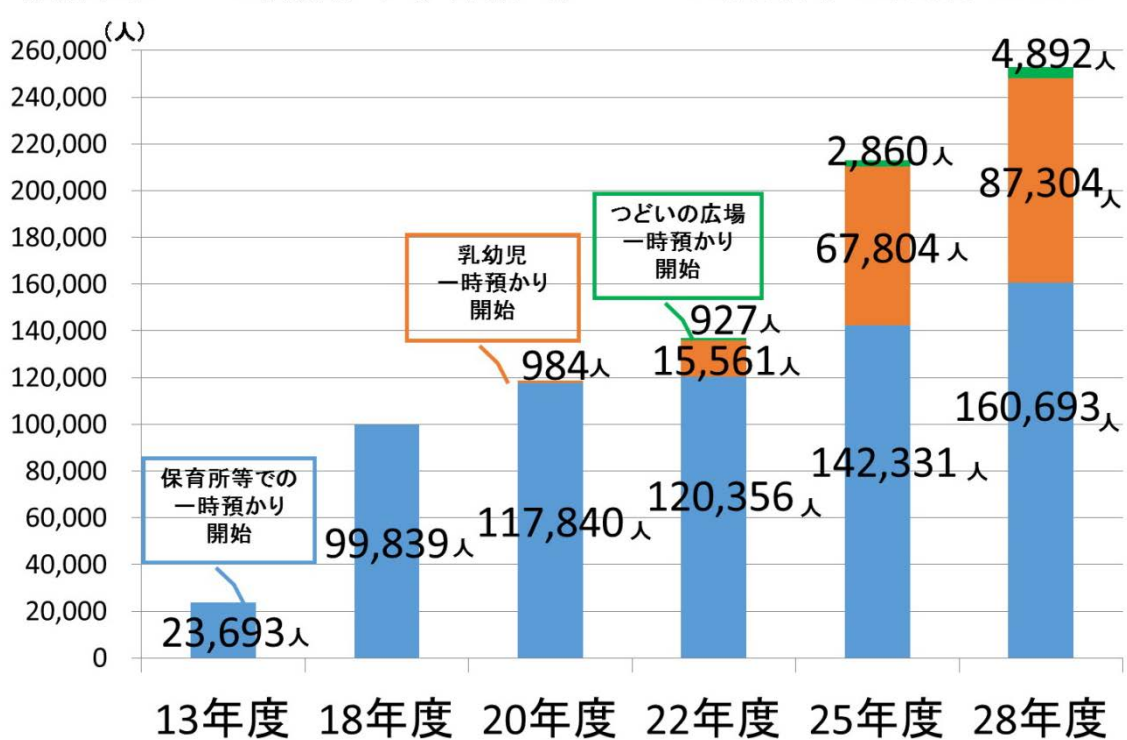
横浜市 就学前の子どもが育つ場所(29年4月)



0~2歳児の在宅子育て家庭は61%



横浜市 一時預かり事業推移



- 保育所での一時預かり【一時預かり事業一般型】
- 乳幼児一時預かり(専用施設)
【一時預かり事業一般型 6か所、地域密着II型 14か所】
- 親と子のつどいの広場事業内一時預かり
【地域子育て支援拠点の加算事業】